

第8章

計画の推進にあたって

第8章 計画の推進にあたって

1 目標指標

本計画の目標指標は、第六次鹿児島市総合計画との整合性を図るため、同計画における基本施策「地域共生社会の実現」の指標を用いることとします。

指 標	現 況 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
「福祉が充実し、お互いに支え合う暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合	28.9%	34.0%
過去1年間に福祉活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	19.3%	24.0%

2 計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

(1) 地域福祉計画推進委員会

学識経験者や社会福祉事業を営む団体の代表者、社会福祉活動を行う団体の代表者、公募市民、行政で構成する「地域福祉計画推進委員会」において、本計画に基づく施策や事業の取組状況を把握し、本計画の進捗状況の総合的な評価を行うほか、本計画推進のための方策の検討などを行います。

(2) 地域福祉計画地区福祉推進会議

地区の関係団体や公募市民、行政等で構成する「地域福祉計画地区福祉推進会議」において、各地区の取組状況の把握と評価を行うほか、地区福祉計画推進のための方策の検討などを行います。

(3) 地域福祉計画庁内推進委員会

福祉分野のほか、まちづくり、産業、防犯・防災、環境、教育等の関係部局で構成する「地域福祉計画庁内推進委員会」において、本計画に基づく事業の取組状況の把握と評価を行うほか、具体的施策や事業の検討などを行います。

(4) その他

成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画については、別途、関係者間で取組状況を確認し、適宜、地域福祉計画推進委員会に報告します。

また、本計画と市社会福祉協議会の「第5次鹿児島市地域福祉活動計画」は、基本理念を共有していることから、両計画の進捗状況について、相互に情報共有を図りながら推進していきます。

